

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和二年二月十四日

埼玉県病害虫防除所長 畑 克利

令和元年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考	
			分析結果		保証票の検査		
			項目	指摘事項			
消石灰	菱光石灰工業 株式会社	72 菱印特選顆粒 消石灰	AL				
	日本肥料株式会社	72 粒状消石灰	AL				
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0 千成魚節煮かす	TN				
混合有機質肥料	千成産業株式会社	混合有機質3号	TN, TP, Cd, As				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

T N—窒素全量、T P—りん酸全量、C d—カドミウム、A s—ひ素、A L—アルカリ分